

【労務】雇用保険の基本手当日額の変更～8月1日から実施～

厚生労働省は、平成30年8月1日から雇用保険の「基本手当日額」を変更することを公表しました。雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するもので、「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。今回の変更は、平成29年度の平均給与額（「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成28年度と比べて約0.57%上昇したことに伴うものです。

■具体的な変更内容

(1) 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下ようになります。

- ・60歳以上65歳未満 7,042円 → 7,083円（+41円）
- ・45歳以上60歳未満 8,205円 → 8,250円（+45円）
- ・30歳以上45歳未満 7,455円 → 7,495円（+40円）
- ・30歳未満 6,710円 → 6,750円（+40円）

(2) 基本手当日額の最低額の引上げ

1,976円 → 1,984円（+8円）

・賃金日額と基本手当の日額の関係

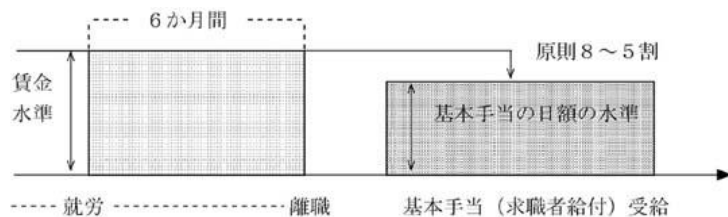
(ア)基本手当（求職者給付）の1日当たりの支給額を基本手当の日額という。

(イ)基本手当の日額については、離職前6か月間の平均賃金額を基に計算され、この離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額を賃金日額という。

(ウ)基本手当の日額は、

賃金日額×給付率（80～50%） ← 賃金水準が低いほど高い給付率となる。

賃金日額＝退職前の6カ月間の給与÷180日



○ 1日当たりの賃金額：賃金日額 ○ 1日当たりの基本手当の日額

・参考資料

平均給与額の対前年度比率の算定

	平成28年度毎勤平均定期給与額	平成29年度毎勤平均定期給与額
4月	336,394	337,478
5月	329,001	330,891
6月	332,474	333,580
7月	332,858	334,229
8月	330,786	332,038
9月	332,067	333,896
10月	334,112	335,095
11月	333,916	335,452
12月	334,674	336,490
1月	331,089	334,210
2月	332,990	335,285
3月	334,547	338,979
年度計	3,994,908	4,017,623
平均	332,909	334,802

【出典：厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更～8月1日（水）から実施～」より】

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000168954_00003.html